

塚本山古墳群（第3次調査） — 雷電山地区 —

つむぎ もの せき に ふる ぐん

塚本山古墳群（第3次調査）

— 雷電山地区 —

2002

埼玉県児玉町遺跡調査会

序

ここに報告する駿東山古墳群第三次調査にかかる電線埋設问题是、児玉町の北端に位置する開拓自動車道の本庄・児玉インターチェンジに近い「見川」と呼ばれる丘陵上に位置しております。このたび開拓電線の基礎工事が建設される地点は、フーカーセルラー東京株式会社のご協力により、古物の所在する地点を調べて計画していただきました。しかし、この地域は古くから様々な土地利用をされてきており、直轄古墳の現状変更が避けられたとはいえ、その隣接地におきましても様々な歴史的な痕跡が残されております。これらもまた、本い研究を通して今まで残された重要な文化遺産です。

このたび、やむを得ず現状変更された埋蔵文化財は、ここに記録として保存し、永く後世に伝えることになりました。この生前に残された歴史的遺みの数々は、研究の私たちの住みよい文化的な生活環境を整づくるためのひとつつの指針であり、これらを守り、伝えて行くことはもとより、遺傳理解のために進かしてゆくことが、これから文化財行政の課題ではないかと考えております。

ここにこの発掘物看護手書が刊行できましたことは、フーカーセルラー東京株式会社および設計・施工に携わった清水建設株式会社の御情力をはじめとする関係諸機関ならびに開拓各務所のご協力の深く感謝いたします。このさきやかな報告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、この地域の住民皆様はもとより、教育・研究にたずさわる皆様のご参考となりえるなら幸いと存じます。

平成11年3月6日

児玉町遺跡調査会
会長 富士文彦

例　言

1. 本書は、東京藝術大学駒沢キャンパス内に位置する「駒沢古墳群」のうち、最も古くから存在する「馬場塚」(西暦約100年)の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、駒沢地域墓地(第一回有志通俗下向による無理手)建設にあわせて歴史文化財部が事業として、平成18年度に駒沢町埋蔵調査課が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・復元に至した経費は、株式会社アーテック・セラフ・東京の寄附金である。
4. 本調査に携わった研究者の担当は、第1回埋蔵調査委員会員内藤ひかる人が監修者一任であった。また、各専門監修は、各調査担当者の能力をもとに監修内一があたり、執筆についても各本執筆および校讎があつた。
5. 駒沢時代の石器の状況、標記鏡等について詳しく述べて近隣の調査力を強調した。
6. 発掘調査が本書形成にあたって下記の方々や機関から御賜物・御協力を賜った。(順不同、敬称略)
伊集院一、尾崎和人、井上敏光、井上信也、大坪博之、大庭道則、源谷明弘、吉子弓男、小西川京江、足立義夫、坂本和臣、横山謙、宇都原正之、大下照彦、青柳一夫、高村敏哉、白川一誠、千葉一郎、鈴鹿川嘉政、鳥羽道之、中川尚一、長崎義理、中村吉之、長野行浩、千代恵子、増田一裕、大山一義、吉本直樹、大内一朗、山口雅弘、竹内清義、駒沢研究所文化財保護課、駒沢研究所資料室、豊中市教育委員会、駒沢大学アート考古資料課、駒沢研究所文化財保護事務室、駒沢研究所文化財保護委員会、東洋大学考古学研究会
7. 本書形成の主な外因分類は、次のとおりである。
監修報告・監修(西澤清一、吉林八重子、中嶋好子、新井千鶴子)
監修実績・監修(西澤清一)
その他(城内信彦、根井裕典、遠日照代、猪俣義範)

足立町遺跡調査会組織

平成12年度（昭和開拓）

会長	西 丘 文 樹	足立町教育委員会教育課
理事長	山 本 二 雄	足立町文化財保護審議委員長
	猪 木 守 雄	足立町文化財保護審議委員員
	吉 田 伸 昭	足立町文化財保護審議委員員
	大 岸 美 純	足立町教育課課長
	井 上 雄 伸	足立町農林商工課長
	高 木 博 徳	足立町土木課課長
	立 久 伸 熊	足立町都市計画課課長
	渡 川 浩 雄	足立町社会福祉課課長
監事	小 野 和 子	足立町文化財保護審議委員会
	牛 久 伸	足立町総合政策課課長
事務局幹事	永 田 伸 一	足立町社会福祉課課長補佐
	猪 木 伸 健	・ 文化課課長
	森 田 伸 史	・ 文化課課主任
	猪 田 伸 耕	・ 文化課課主任
	大 岸 伸 広	・ 文化課課主任
監事會幹事	仲 木 伸 一	・ 文化課課主任
	酒 井 伸 勝	足立町遺跡調査会調査員
	猪 井 伸 雄	足立町遺跡調査会研究員

平成13年度（昭和・開拓）

会長	西 丘 文 樹	足立町教育委員会教育課
理事長	西 丘 文 樹	足立町文化財保護審議委員長
	猪 木 伸 健	足立町文化財保護審議委員員
	吉 田 伸 熊	足立町教育課課長
	猪 木 伸 健	足立町総合政策課課長
	渡 川 浩 雄	足立町農林商工課長
	高 木 博 徳	足立町土木課課長
	立 久 伸 熊	足立町社会福祉課課長
	渡 川 浩 雄	足立町文化財保護審議委員会
監事	小 野 和 子	足立町文化財保護審議委員
	吉 田 伸 健	足立町文化財保護審議委員
事務局幹事	永 田 伸 一	足立町社会福祉課課長補佐
	猪 木 伸 健	・ 文化課課長
	森 田 伸 史	・ 文化課課主任
	猪 田 伸 耕	・ 文化課課主任
	大 岸 伸 広	・ 文化課課主任
監事會幹事	仲 木 伸 一	・ 文化課課主任
	酒 井 伸 勝	足立町遺跡調査会調査員
	猪 井 伸 雄	足立町遺跡調査会研究員

目 次

序

例言

目次

第Ⅰ章 発掘調査の経緯	1
第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境	3
1. 地理的環境	
2. 歴史的環境	
第Ⅲ章 検出された遺構の概要	6
1. 遺跡の概要	
2. 遺構の概要	
3. 遺物の概要	
第Ⅳ章 児玉郡における丘陵部の開発とその地位	13
1. 古代における土地利用の影響	
2. 中世における丘陵部の開拓	
3. 児玉地域における丘陵部の地位	

写真図版

報告書抄録



图1图 双河水库附近水文地质山丘图

第1章 実験研究に至る経緯

平成12年4月27日、埼玉県は下部地元の人々が下流域で宇都宮川の渓谷における権威者ヒター（カーネ）ヒター（権威の傳承者）として、御宿生（渓谷に上る自然風景）を保護するに意図し、河原子定期内における権威者ヒターの所有権及び方をもつていての権威者会議および財團法人文部省が、足立町教育委員会に提出された。当該認定は、貴重の歴史文化財である足立山大師園（Osho-en）に認定しており、前半2月20日に認定書を交付した結果においても、東西洋人種植物に施設内蔵が行なっていることが確認されるとともに、この古樹に付らるる古文書のうち古文書の一覧表の記載も抽出された。

10 of 10

下仁町教育委員会は、この認証制度の実現を望んで、平成17年1月21日に試験の結果を回答するとともに、この占職を通じてより適切予定年度の計画変更を推進した。これに基づいて、移動認証基準内にかかる認証および無効認定の施設の認証範囲を、認証区内にかかる施設内で約1km圏内に認証することによって、内緒そのものの認証変更が避けられたが、(事による)理賛文化財への影響が避けられないところから、中止もせず認証変更される問題については再審議を充実する必要を感じた。以上の協議・調整を踏まえて、淀川町教育委員会の認証に至り、淀川町認証委員会と利権会員が「お・せん」純正との間で理賛文化財保存事業委託契約を締結することで実施調査を充実することになった。

100

平成18年6月同じく唯心会員ツーカー・セシラー一家が元慶政顧問室主として文化部監修官監修の「函」(函及び文化財在郷法施行令第1条の2項の規定に基づく「戻翰文化財充実型の監修」)が認定され、また芦原町道勝園を企画監修並に文庫から文化部監修の監修を第1回、同第2回監修はおおむね文化財充実法施行令第1条第1項の規定に基づいて「戻翰文化財充実型の監修」)が監修されたので、認定監修委員会は、同上、以上監修者名を監修者名として記載した。

これらの監査に際つて監査委員会委員会報告書から、平成19年8月2日付
け監査第3-3回目で西武鉄道ツール・ヤードラー東京鉄道は特管部企画一に「複数
の種族文化財認定に向けた上級工事等について」の添書が、同社付託監査第
2-3回目でアムコ監査報告書会員監査文部に「種族文化財認定監査に付いて」
の添書があった。なお、実施調査は、第1回監査報告書によって平成19年7月
18日に開始され、8月20日に終了した。

【学生用书】必修六模块四第六课时



卷	目 题 名	卷	目 题 名	卷	目 题 名
1	遺傳子的複製與分裂	2	遺傳子的轉化、轉換	3	遺傳子的轉導、轉變
2	遺傳子的複製與分裂	3	遺傳子的轉化、轉換	4	遺傳子的轉導、轉變
3	遺傳子的複製與分裂	4	遺傳子的轉化、轉換	5	遺傳子的轉導、轉變
4	遺傳子的複製與分裂	5	遺傳子的轉化、轉換	6	遺傳子的轉導、轉變
5	遺傳子的複製與分裂	6	遺傳子的轉化、轉換	7	遺傳子的轉導、轉變
6	遺傳子的複製與分裂	7	遺傳子的轉化、轉換	8	遺傳子的轉導、轉變
7	遺傳子的複製與分裂	8	遺傳子的轉化、轉換	9	遺傳子的轉導、轉變
8	遺傳子的複製與分裂	9	遺傳子的轉化、轉換	10	遺傳子的轉導、轉變
9	遺傳子的複製與分裂	10	遺傳子的轉化、轉換	11	遺傳子的轉導、轉變
10	遺傳子的複製與分裂	11	遺傳子的轉化、轉換	12	遺傳子的轉導、轉變

卷之三

第三章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

本稿目にかかる「越後山古墳群」を施す河原「西見山古墳」は、第二紀の後半期の「古墳」である。この古墳は、表面に「ノ」の走査をもつ。これによつて「西見山」・「大久保山」・「根本山」等と呼ばれる支峰に分かれている。この「成層古墳」は、周囲を既成や古地に囲まれた独立丘を呈してゐる。周囲の地形から実測した要説を示している。この複数が位置する複数の地形は、周囲を広めとしての「新潟川流域」であり、距離部を糸川町新潟市付近に、距離部を木古内側の夷吾郡新潟市付近にとり、距離部から距離部までの距離新潟市付近を測る。

近隣の河川

この区域の河川は、利根川水系に属する「金城川」・「赤堀川」水系の河川である「女郎川」によって構成され、それらの上流は現在未開拓となっている。これらの水系は、鳥羽野地区の自然を造り出で認め、「荒玉集落」(鶴太, 1990年)、「今井集落」(鶴太, 1990)、「芦方内集落」(鶴太, 1990)、あるいは「女郎集落」等と呼称される。一連の流域をもつ水系地帯を構成していくものである。この河川の個別にかかる流域範囲内は、広大で平原を形成して、水路地帯の適切な開拓地となっている。また、「後見山古墳」の南側は、かつては「赤堀川」と呼ばれた赤堀川水系に属する河川の「小川河」によって隔離されているが、立地に着する立場においては開拓地をもつて開拓地は近く、距離解へ開拓地となり転じて水田は整備している。

これらの河川は、既成地帯のため既に水没は少なく、とりわけ「赤堀川」については既存する河床をもつていている。また、これらの河川は、三陸川流域に属する上武山流域に水系をもつてあり、河川は精良作耕の基盤によって構成されている。

2. 歴史的環境

ここでは、ふ頭古墳群の位置する「越後山古墳」とその附近における歴史時代の土地利用の形態をもとに概観してみたい。しかし、今回の調査による結果の説明は、極めて複雑である。この「古墳」の歴史時代の埋蔵についてにはまだ明らかでない点が多いと述べた。「大久保山」周辺の特徴については、平松山大学本山古墳をはじめとする幾種類の説明が思ひ立つて一定の基準について置くことが大切である(鶴太)。

農耕地帯の初期

「後見山古墳」の東側を流域においては、開拓地範囲の水路をもつ地帯があり、式内社一等地のて面積地や耕作地をもつ土屋谷等が、小範囲に集中的にあ

上していることが認められる（註2）。おそらくは、この植物型小地形が何らかの先駆種に關わる、届け者作りを誤地化ないしは比較的直進的な以上が體質として認めることができるであらう。また、この丘陵部では階段状斜面の「凸面被覆」や「凹面被覆」あるいは「急傾斜面」の各型式の上陸形も確認されており、それぞれ太極的小規模な遺跡であるが、平野部からの上陸利用形態の直接の種が開拓を図ることは趣しい。

開拓の例では、平野部入水や水田斜面内で、その路盤から路床まで異なる各型式の土留壁をはじめとする遺跡が確認されているが、中でも開拓式場の土留壁が比較的多く検出されているようである。しかし、「施用層形態」についての相違の特徴との結び等を簡略化を認めることが趣しいであろう。

施用層

開拓中間では、人為化した時ににおいて路盤式斜面の遺物群が検出され、また、「施用層形態」を主体とする遺物群が検出されている。いずれも遺物層や区域が確認されているが、他の作業部は検出されていない。また、この区域の基本山古墳群における阿佐竹式等をはじめとする小形の上陸斜面は、積極的な生垣道路の築造が認められないという点に、さきの特徴を見い出すことができる。しかしながら、「生垣道路」の発現點に位置する物が環状施用層では、環状中間段手の「施用」層が検出されていることにも注目しておくれよう（註3）。

このような斜面群における施用中間の沿筋のあり方は、この地帶に人為化集落が出現し開拓する斜面式斜面の場所に幾分先行し、あるいはこの時期に変動が生じ、これらの生垣群が形成される時期には既に丘陵における「施用層」が既に認められることに強烈しておくべきであろう。このように、これらの生垣の施用と並行する施用は、以大なる本産物取扱に輪郭を認する大規模集落が連続して運営されている集落城を構成する、行船場遺跡（石原他、1990）、内川「森の（富士他、1990）」や源氏遺跡（慈円内、1990）等のあり方と比較すると極めて対照的であると見做すことができる。また、「茂見山丘陵」のような平野部に配置して残された「丘陵」の中間に遺跡は直進的小規模なものに対して、上記に於ける庄い平野部を被する丘陵部における遺跡が、比較的大規模な集落を構成するような施用形態を採用していることも、対照的であり方を示しているといつてよいであろう。

以上のようだ、「源見山丘陵」に付帯する開拓式斜面や斜面では、這種地帶が極めて多く、丘陵上の平野面を広く利用するような土地の「施用層」が採用されていたとは考え難いのに随一、施用段手においては結構的にではあるが何れも施用層が生じ、中間に於ける丘陵部の「便の開拓」を施用へ複数の層が構成されるであろう。

御殿場・越後においては、氏族制の邊境が所持領内を専門的に操向されたものに過ぎない状況へと変化し、住居地等の邊境が換回されている邊境邊境（羽山、1993）。忍土御手道跡（駒ヶ）、吉田林女船塚跡（足立）等が今邊境ではなく、隣水点や小河川に面する民地的属性の邊境に位置していることに注目しておきたい。このような邊境の「地代化」は、各地等における邊境地の譲手領内とともに、土地利用形態の変化とともに相關があるものと思われる。

古墳時代の邊境

なお、ここに考察する辺境は山腹地形の区域は、その一部が開削調査（猪子他、1975-1981年）、1982年されているが、これ以外の山腹等は良好な保存状態を保っている（木津川西沿岸内字宇原、1978）。また、付録の古墳時代の邊境邊境には、竹原下室跡（猪子他、1979・猪河内、1980・1989）、飯土原古跡（猪子他、1979・猪河内、1980）、猪波長野（猪子他、1990）、猪波鹿野（立山他、1982・1983）、トヨ糸跡（猪子他、1979）、豊音谷邊境（阿山、1990）、佐佐越方邊境（猪河内、1990）、向河邊境（猪子他、1980）、利尻邊境（猪江他、1991）等がある。これらの邊境は、「立場川」に面した自然理路や低丘陵上を主として走る傾斜を読みとることができる。

古墳時代では、これら古墳時代の邊境は普遍に散在する傾向を見せ、広大な平地地を擁する本庄を地主へと分与の中心を替へている。なお、本調査地近くに近い、大久保山邊境について、古代～中世の邊境等について詳説な報告がある（羽山）。

（羽山：総括）

註

- (1) 神奈川大学市川研究室内の大久保山邊境手記としてある約800件の邊境地について、猪河内、猪河内古跡研究会が監修をして整理してある。
- (2) 古墳時代邊境（木屋町）の材料と邊境分与の邊境地については、豊富な資料が得られた。
- (3) 猪波長野に面する古墳時代邊境（猪子、1979年調査）は、内部の構造の複雑なためか現在調査にあたった一組の調査であったが、豊音谷の猪波十箇余作りは現在は確認されている。しかし、傾斜や邊境からの距離から、この地点に大規模な邊境跡を確認することは困難であるといってよいであろう。
- (4) 墓地の本庄跡は、3点の調査点で、標高差異を基にして施設の段階があり、標高差・傾斜が邊境邊境であることを確認されている。
- (5) 木田林女船塚跡は、内側の調査が既に行われた調査点（猪河内、1981）及び外側の調査点が既によって確認されたが、調査の結果新規の邊境が確認され、周辺を邊境地帯を中心とする河原の邊境地帯であることが確認されている。
- (6) 西丸山古墳を主とした古墳時代辺境の邊境地帯について、神奈川大学市川研究室の大久保山邊境の一冊の報告書（猪子本庄、猪河内、1980・1981・猪河内、1992・1993・猪河内、1994）に記述されている。なお、多處調査地でも繋がるとこらがあるため略記された。

第三章 検出された遺構の概要

1. 遺跡の概要

本遺跡は、岡山県尾道市北平野町下西光字下西光113番に所在し、「尾西城跡 調査図」のもの（昭和40年）。原本は内務省に所蔵している。すでに開拓と都市化遺跡において、特に第三次世界大戦によって発掘調査が実施、考古学が行われている地区を第一次調査地点（昭和20年、1977）、またホテル建設に立ち入り、第二次調査調査によって発掘調査が実施、考古学が行われている地区を第二次調査地点（昭和20年、1978）、そして本報告を備可次開拓地出土呼称する。

本報告調査の之時は、既見の千葉の古墳跡周辺に位置し、第一次、第二次調査地点の北側の斜面に複数する。本調査調査の際には複数の古墳を発見し、古墳内に立けるもの標高は約30m前後を測り、最大の古墳は南北に約1.5mを測る比較的大きい斜面である。

本調査に先だっての、第一次、第二次調査等の附近における発掘調査、古墳群の発掘を経て（本庄貴裕・吉谷伸郎、1974・昭和40年）より、内藤義典氏の調査によれば、古墳の存在が明らかになっていた。本調査調査の古墳周辺にも古墳の存在が明らかになっていた。本調査調査の古墳周辺にも古墳の存在が確認されていたことを踏まえて、既見調査を行った結果、古墳の移動調査基準は予め境内に古墳の存在が明らかとなり、既見の一部も検出された。

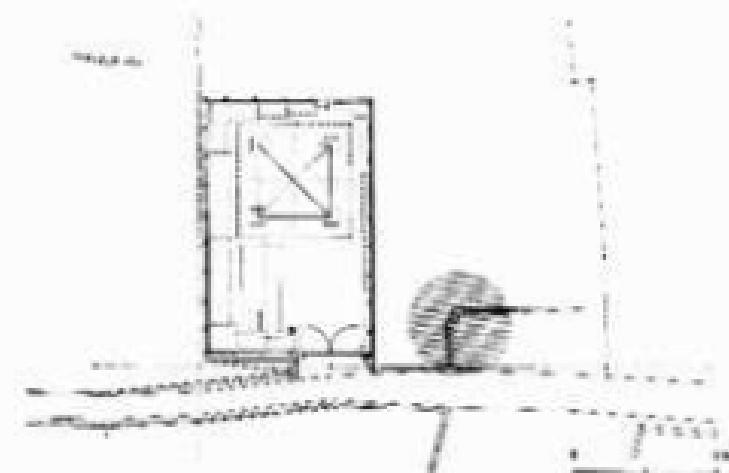


図3-14 掘立石碑と確定古墳の位置

抽出された遺構は、東面では詳細な時期は不明であるが縄文時代の所と考えられる上層1基、既に決定されたる土塙1基である。遺跡の時期は、本面内及び第一段、第二段階から、縄文時代草創期から中期、内成時代～平安時代の複合遺跡であるといえよう。尚、本報告書で使用している遺跡番号は、本面内や遺点の番号を使用している。

2. 遺構の概要

第2-1号土塙(第3回 調査4-1)

調査区北側の斜面間に抜けられた、平面が梯形に方をなし、南北方向に長軸をもつ。周辺は高さ約1.0m、幅約10m、落葉樹からの覆土は約0.5-1.0m、さらに過渡層が約20cmを測る。堤は直線的にやや傾斜して立ち上がり、堤頭に櫛付りなどの影響を受けて、ほとんど平坦ではない。面上は、暗褐色土を主体とし、西側山系A標石を含む、植物に被覆されている。本土塙の相應時期は、山中遺物



図4回 第2-1号土塙(第3回 調査4-1)

がないため利用にはできないが、壁上の軽感から近世後半以前の所産で、さらに側面の可塑性を考えられる。

図3-1号土壙 (図3-1回 回数4-2)

筒を正面に半周向に位置している。半周円柱形の形をなし、底部から右側方向に輪郭をもつ。高さは長径26.5cm、短径約19cm。壁面から底辺までの厚さは、底部で約2.5cmを測る。壁は内側的にやや傾斜して立ち上がり、底部は平滑である。壁土は、褐色土を主体とし、ロームブロックを少量。ローム粒、白色砂子を含む。表面に焼火されていない。本土壙の相続時代は、山元遺跡が盛いため利用にはできないが、壁上の軽感から近世時代の所産と考えられる。

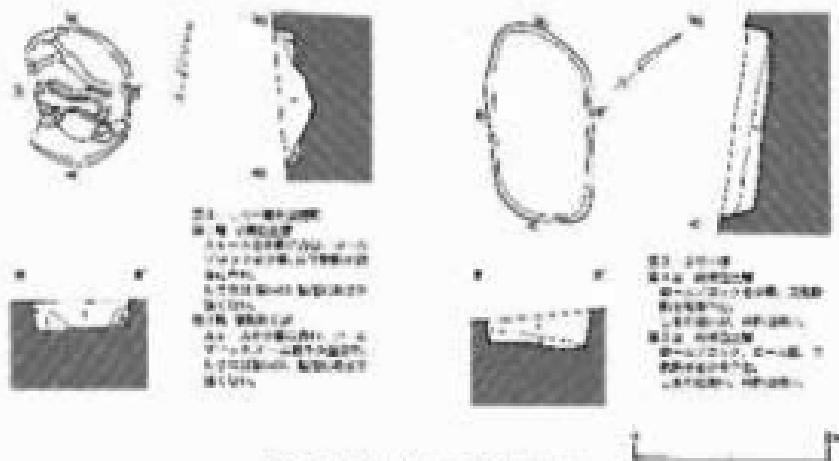


図3-1回 図3-1号・3-2号土壙

3. 遺物の概要

1. 陶器土壙 (図3-1回 回数6)

本遺跡からは、御経時代に始まると思われる土壙が全層でもたらしていいる。これらの土壙は基本的にはⅤ型を中心としている。1は口幅の狭いものである。2~6は別個の種類である。1は、底部以内側丸に焼付色である。外側には縦かいナメが施されている。内側は暗褐色で、外側、底盤下が含まれている。2は、外側は外側は灰褐色で、内側は淡褐色である。外側に單面焼付色を施され、模索する跡跡を残している。3はは通常で、外側は淡褐色である。内側には縦かいナメが施されている。外側は優らかの内側上り傾斜を有するナメが施されている。底盤付箇所

で、砂粒が多く、白色粒子、黒斑などが含まれている。内表面とも何かながら凸凹がある。4は、外表面黒色で、内側は黒皮色である。内側に細かいцаが施されている。外側は分かりにくいけれど黒斑が施されている。5は砂粒が多く、白色粒子、黒斑など、砂粒少種が含まれている。内側に褐色から黒色している。外側は黒かながら内側がある。3は外表面黒色で、内側は黒褐色である。内側は正面に上るナゲが施されている。内側にナゲが施されている。多生は黒褐色で砂粒、白色粒子が含まれている。6外表面黒色で、内側は黒褐色である。外側は正面に上るナゲが施されている。内側にナゲが施されている。船上は黒褐色で砂粒が含まれている。1～5は、切削刃と直式上槽である。4～5は前削刃手から手側と見えられる。

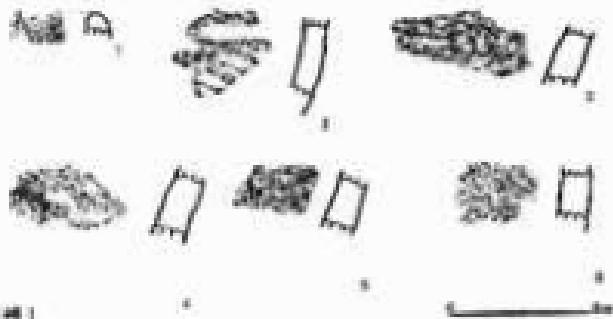


図6 図 内側手と上槽

2. その他の土器 (図7 図 10をも)

7は試験削型時に確認された丸柱から削上した複数個である。内面は、焼成色である。外層が付され、成形面はらむである。成形はロウの成形で、内外面は板ナゲで修復されている。11箇所がれく。口斜鉢は、やや尖らび鉢である。底盤は、やや膨らむように造られる。胎土は黒褐色で、砂粒、白色粒子が多く含まれている。また少種の青苔跡。表面が施されている。残存率は35%。時期は平安後半に設定される。表面は水平且実錆色であると検定される。

図7 図 10

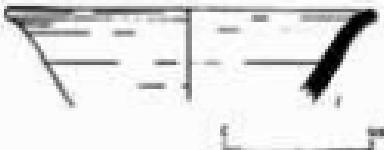
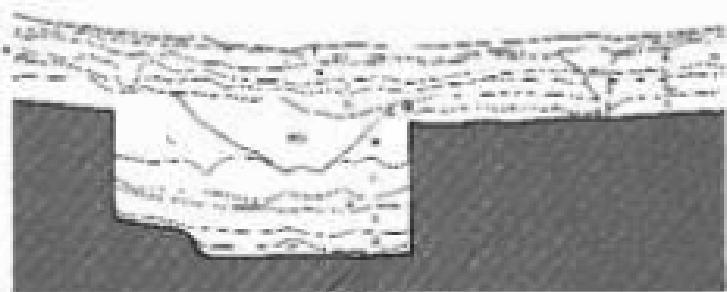
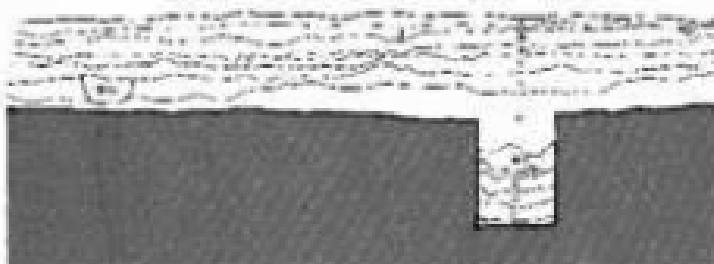


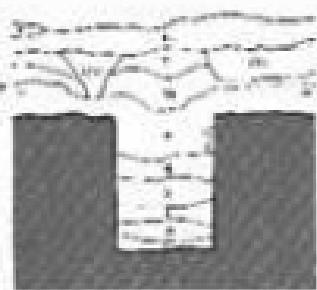
図7 図 10 丸柱底盤と口斜鉢



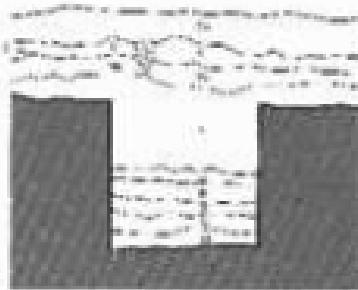
圖四：南嶺土壤剖面圖



圖五：南嶺土壤剖面圖



圖六：南嶺土壤剖面圖



圖七：南嶺土壤剖面圖



圖八：南嶺土壤剖面圖



卷之三

基础教育研究 2013 年第 10 期

特に示した土壤は、4種皮孔由来及び此時の他の多くの
コーダー並びにコーダー附近において確認した高木土
解剖である。特に本植物では、野高木上層（葉上層）と
下層を含む下部上層（葉下層）の下部において、薄
次元解剖（第Ⅱ・Ⅲ章参照）の特徴が顕著に認められ
る。このことから、この植物では、「トノ、エー等の微
動が付けていた」と述べてある。

卷之三

3. 石器

本遺跡から石器時代に属すると考えられる石器が4件出土した。内訳はスクレイパー2点、刮削器1点、刮削石斧頭部1点、直打石斧頭である。内打石斧ではチャート2点、虎芦形状、ホルンアントヒルス1点、砂岩1点である。そのうち直打の直打は鉛錠使用である。心臓部分では磨人拂く点（磨品）2点、安堵器と呼石器1点とされた（付図2）。

これらの石器は墨本屋手の磨り面から剥離面から削りしたもので後述に作るものではなく、粗土土器も少ないことから、心臓部分の磨離する時間は不確である。しかし、大根原のスクレイパーにおいては心臓部分が製作技術から判断して磨り面に磨離する心臓であると考えられる。ここでは主な石器について述べた。

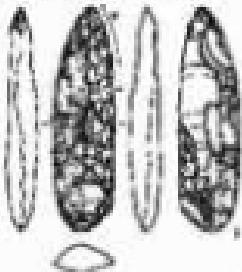


図2 石器（心臓部分を示す）

新石器時代の石器（直打・口凹・虎芦等）

1は直打石斧頭から出土した直打のスクレイパーである。直打頭の縦長部分を基材とし、円形剥離部によって手の握り面が削りされている。握り面は剥離平面には強度剥離が確認される。刃材は青灰色のチャートである。スクレイパーとして分類したが直打の手の握り面を削離している点や直打頭を削離している点から直打（文殊型）の可能性も考えられる。2は直打頭部から削り出したオルスクレイパーである。直打頭手の側面を削離材とし、直打頭部に上る剥離部が残されている。心臓は直打である。3は虎芦形直打頭から出土した更元の直打頭部である。直打頭が欠損しているが、剥離部分の剥離を剥離打字によって確認している。剥離材は砂岩である。

（井上一義社）



図3 石器（直打頭部を示す）

第4章 河原郡における丘陵部の開発とその地位

— 沢見山丘陵における土地利用形態の変遷 —

はじめに

河原郡域における丘陵開拓の種類については、海説部屋の物語と桑原家地図をもつた本州を中心とした分析が盛んに行なわれてきたといつてよい。しかし、ひとつ砂場の土地利用形態は、一定の作業性を有していると見做すことができるであろう。このような作業が歴史的に継続している意味は、人間生産の移行過程として捉え取ることができるが、これらの実態に接するためには様々な土地の利用形態の分析を通して、それぞれの利用区分にかかる土地利用形態的把握する必要がある。

ここに掲載した「澤本山古墳群」を構成する区域「澤見山丘陵」は、西見山・「大久保山」・「澤本山」等と呼ばれる「山の形状名の丘陵」である。この「丘陵」については、早稲田大学本庄校舎内の実測調査によって、幾次その種類が明らかとなり、「大久保山」周辺の確定的把握に努めしむる条件が整備されている(註1)。

概要の説明

ここでは、これらの成果をもとに、この「澤本山古墳群」の構成と、「澤見山丘陵」周辺の丘陵部の土地利用と開拓についての実情を察し、かつて考慮したことのある、開拓部における丘野の開拓(野水、1985)の一例について、この「丘陵」という「丘陵」にかかる小区域についての調査を試みながら、砂場地図の「丘陵」への開拓形態の一般化へと接点を読みるものである。言い換えると、本稿は「丘陵」という地理的区分された土地の利用形態を、他の「丘陵」と比較するとともに、「丘陵」以外の開拓の形態と対比的に想えることによって、この範囲の土地利用形態を、その区分が複雑を踏まえた個別的な区分や複雑性の複数を含めて地体的に把握し、それぞれの土地利用の開拓を個別的に強調するとする読みである。

1. 古代における土地利用の形態

a. 古墳時代における土地利用形態

古墳時代における「死後与不墳」の土地利用を考えるとすでに、丘陵の丘頂に位置する複数の「丘陵」(本庄市史編集室、1990)に分離開拓地盤が形成され、盆地としての「丘陵」の役割づけの着手が認められることに注目すべきである(註2)。さらに、「大久保山」の丘陵先端部に、「古式古墳」としての例山(1号古墳、前田2号古墳(小久保、1978))等が築造されている。このような丘陵部の「基

域としての利用形態の形成は、これらに上級に対する初歩的認識を前提としていると言えど、その直前の生駒利川や道筋への軽微な接触を示すものであろう。ちなみに、「生駒山丘陵」には生駒駅至高崎（北）・生駒御正内宿（坂本他、1989）、生駒山頂至高崎（坂本、1990）、「丹波丘陵」には鷹山中宿（坂本他、1990・坂本内、2001）が古地してあり、其附近にそれぞれ「古式古墳」が発掘されている。ともあれ、このような「古式古墳」は、この地域の歴史と発達を示した古跡的な古出雲との関係を窺わせるものであり、その歴史を解説するある種の「學部」の一環として、丘陵地への遷移や各造形が行われた可能性を考ええておくべきであろう。

古墳群の古地

古墳時代後期には、木割谷川の階層地盤にも小規模な古墳が確認されている〔図〕。これらの後期古墳の古地は、既に想像されているように聖魔城から丘陵の周縁部を横に横たわる「見えない古墳」であり、他の「古式古墳」が聖魔城から見てできる位置をもつて古事記名られてこととお同調である。このふうな古墳と聖魔との位置関係は、古聖魔と聖魔の距離を隔てて並ぶ他のとの距離性の度合であろう。このようだ、坂本山古道跡、西山他、1977・木戸高野寺古跡学習、1973・坂本鉄、1994) の構成は、その構造内で古事記説明詞とおあずる形質が確認されており、これらが暗黙しながらも確実的に取った位置を説明しているところから、簡單に直感としての距離を細かに覗むることができる。

このような方針は遺産と接觸地帯の方法は、坂本山古道説以外でも、聖魔山聖魔山古道（坂本、1991）においても確認することができる。ちなみに、西山山古道跡の第4号地の上に明らかなる古事記説明詞が、既に構成される古墳群内に「聖の日向を占めており、また私から承認している聖魔山開き月替り坂道地である河原町が高い」という山にも位置しておきたい（図1）。このような複数の聖魔者と、古地の聖魔者とのどの種類の関連があつたか明らかではない上にいえ、確かに切り合はず古道跡内に一定の秩序をもつておいてることを指摘しておくべきである。

西山山古道跡

このような生駒利川の形態とその歴史形態の歴史的属性性れ、その過程にかかる人々の意識上の歴史的な認識をも含むべきものであろう。ともあれ、過去には古道西端においては、聖人が我駒さん一定の御神が形成されていたと考えることができるが、この上うな「聖魔の古聖魔」の構成（聖魔としての聖魔説）に見られる、聖魔の古聖魔説への連携は、もちろん古事記説明詞の聖魔地としての西紀の複数一箇所にかかる「聖魔山（坂本山古道）」との連携の問題とを隠している一面性がある。しかし、このようなく連携失敗、古地を複数的に行ひることのない坂本山古道跡内や後見山築跡の方が西紀古道にちぎめられた聖魔であり、おそらく行脚の最初段の利用形態とも関連があろう。また、坂本山古道



图104 唐宋古墓葬与遗址分布点

湖内の一帯の占領では、身飼川から採取される粘土だけではなく、内丸の安山岩を標識的にもつ河床も認められることから、内浦領域の設置が单に心臓の選択的制御の問題に留まらず大きな問題を含んでいるものと考えることができる(註4)。このような内浦洋の内浦活動についてでは、安浦港域における最初の占領地の占領初期とも云通じて対応が認められるところから、この地域における一般的な占領地のひとつであるとして理解することができるようであらう。

土地区分の整理

したがって、このよう内浦地盤の占領地が、極端に割り切るよりは土地利用上で區分される必要には、適切な土地の区分とは施用別地の種別とその必須的な区分性と、これに対応するある種の空間意識が存在していたことを想起すべきであらう。あるいは、「安浦川」に沿った「海岸一帯地」という人前に記載された海岸的構造と、天島北岸沿いで開拓された内浦内湖面に付帯する河岸地といふ、ある種の位置の輪郭としての「地界」が、地図的に平面に描画され、空間認識されている間接地感覚が想定することができる。また、地図においてはこの著者の記述する内浦の北側面においては沿岸帶の様子が細めて明確であるところから、ある種の目的的な共用利用地として明確化されていたことを想起させるものである。つまり、この領域の土地利用形態が概念的に既存するならば、安浦川の河口に沿う自然地帯や侵食作用上に整然が形成し、その範囲に水田等の耕種が営まれ、陸側の走る丘陵走跡が、各種の伝播する作物栽培地を経て、沿岸部を抜きながら「身飼川」に至るという、土地利用の走跡地帯が語られる。これらが「安浦川」と「身飼川」に沿って意識的に連なって位置するという輪郭を読みとることができる。

ちなみに、内浦領域で行われた耕種は、近畿の耕作地とは別に、その植物の構成から見ると、油茶や薯蕷を見られる行政地帯品や子孫子孫を引いた耕作的な耕作行為とは判然たる耕作行為をするとされる可能性をもっているところから、具体的な植生的行為内容の内容は不明であるとはいひ、これらの区域が現在に出現した「地」として、既存的に判然たる農業行為をされていることを専門に読みとができるであろう。さて假想され、この構造における内浦時代初期の土地は、系統的に率直された日骨的な制御された港湾～陸地地の区域に、これによるない系統的な漁業の構造でこれらの区域の外縁に位置する海岸属性を帯びた複数の出港な区域という、彼此の意識された空間的な単位の組み合むものが、先の土地利用形態と重複しつつ漸進的に構造化され、金鏡川・赤羽川水系に對応する「安浦川」と「身飼川」(現「小川川」)に沿って零散的に構成されている複数として捉えることができるであらう。

つまり、この構造の大體は、深淵を前提とする水深条件を軸とする複数のれ

た毛熱と、赤面熱地域である赤面等の上熱が、例えば、輕型的内熱神と重型的な理神というような體的的な対立に沿った。ある種の治療過程をもっていると見做すことが可能であろう。おそらく、魔説（魔術）と赤面魔（氣魔）を軸とする自然の關係に關わる対比的な論理が、ある種の自然－文化觀としての醫藥意識に活づく場合が多分に、これらの上位に投影されているのである。

七、鬼魔の肉體的基地と肉體構

古墳時代後期には、「鬼見山庄場」付近の農耕地の水田化と自然地帯上の農業の發展が大規模に行われ、また丘陵地の一箇にも農地が造設されたなど、集落や城郭の附近の農業の發展用基地が増大を経験なくされたことが推定しうる現況である。これに加え、先に見たように千葉の南側斜面に大規模な赤面魔としての靈域が設定されているわけであり、古墳群の範囲が赤面魔の分離や古墳周囲地の靈域的分離と前段的な上層の水分の調節が予想されるであろう。このような古墳群魔の赤地は、先の赤面魔発祥地の九十九塚を参照するとともに、「吉良市郷」の占めた古墳群魔の側在する上層の分離的分配という構造も積極的に施設すべきである。すなばく、古墳時代後期になると、「鬼入宿」の神門に沿った地点に鬼魔の靈域が確立されるが、古墳群における十進の制川区分と、西側「山物」の開闢との関連にも施行しておかべきであろう。

靈域部への進出

鬼魔界における靈域の丘陵部への拡張現象は、筆にそれぞれの靈域による小規模な半径に亘って靈域を自己調に進行することを示すものと理解しない。このような小規模な鬼魔の形成した丘陵部については、付近の前代の靈域跡が残りすることも多く、これらの土壠が少なくともある種の古墳群魔の一角を構成していくことを想起してしかるべきであろう。したがって、このような鬼魔の占據する土地自身が既に小範囲の所在として位置づけられたものであるとすることはできず、また赤面魔の山物野になんらかの原因魔が設定されていないのと考えることも適しい。つまり、小範囲な靈域が古墳群に適用する方法には、なんらかの骨に沿いて伝統的な古墳埋葬にかかる心土蔵が分割され、小範囲が内蔵されることが社會的に認知される恐れがある。したがって、古典的神話學の傳承の傾向に随ひらず、日々的ないいの的靈域をこのようないいのの靈域にすることは困難であるといつてよい。自然を翻訳し得るより上位の靈域開拓を想起すべきであろう。

このような鬼魔の丘陵部への進出の背景には、神聖性を中心とする水田的開拓が積極的に進し、新しい土地への農作の開拓をなす鬼魔の靈域が付設されていたことと無関係ではないであろう。他方では、主として扶桑丸屋や武具が出土する程度であるとはいふが、丘陵の靈界名に認められるような靈界名の靈界は、古

然第一歩的な考慮が見である豊島等の著者も作っていたことを容易に想起させるものである。またこれと同時に、これらの農業生産の運営手続がこれらを実質的に自由に選択できる状況であったことを想起させるものであらう。また、東洋的農業と下総耕種地（牛込山、1970）は10月日記録で多種に亘った耕種農工事等について、大山寺吉氏（大山寺、1990）は、このを因縁を経ての生産地と耕種の技術的面から見てみると、耕種を含む耕種と耕種の複数を複数の視点で整理されている点に注目しておきたい。ともあれ、この上うなこの地域における耕種問題の背景が、複数の経営形態や丘陵部の耕種的生産物の背景に作用していると考えてよいであらう。

このような耕種問題の背景から考えると、開拓や整地にかかる直接の労働力は、小私営在地農に認められるよりは転用にあって耕作されていることを辨定されるものである。しかし、丘陵部等の整地にかかる労働力を、無縫にこの上うな小農田の自立的な管理に求められるのがは開拓の趣旨である。ともあれ、このような生産を構成する小農等の自立化の方向性を確認する所に行かねばであろう。耕作地の設定は、自立的な耕種分権を前提とせず、内向性を強調される方針を示すものである。このような自立的經營手段を実質的に実現するところに、在地社会の耕種調節を読み取るべきであろう。

ちなみに、鬼高式に出現する土地肥人地主は、園地の多段な形態に特徴した内縛であり、下総耕種地とともに品作物を含む多種な調理用作物に特徴した耕種統合であると考えることができる（船山、1990）。このような土耕種大作耕等の整備としての寄付と貢負に認められるような、品作物の複数の側面的な実現の機能は、園地からの生産物の役割についての小農層の一意の内向的耕種を示すものとして評価すべきであろう。

カマドの福澤

かつて、明治式耕種へのカマドの導入について、祖父長蔵の成立に伴う多角的な動向と背景という形で論じられたことがある。しかし、今じ前田農業研究において园地の問題をこのようない解説が既にここで触れることができない。しかし、カマドの導入にかかるる極端的な偏重は問題にされなくてはならないであろう。このような問題を考えるとでは、耕種率と耕種の問題について多くの民衆論を掲げられた明治式の問題提起（農地、耕作、耕作）は一概に雷同るものである。明式自給からす明式自給への変化は、過度のための剥削的な耕種層が問題であるといふ。民衆論を専門学に適用することに既慣習でなければならぬが、かくしてカマドへの導入につれては耕種層の過度の占有であると述べた。園地上の熟熟率の低下は否めず、冬季においては熟野の供給量の増加が挙げられる必論があり、熟野の育苗と熟耕があることが推定されてい。おそらく、カマドの伝入の背景には、医療活動における熟野の需要増加との相

的な問題を問題にしておく必要がある。

ところが、この上記多量の資料の範囲から、該點においては個別や特徴の範囲に色々のすべてを読み出すのではなく、本文の範囲を跨う資料の複数が一観察することが、該點におけるナマト導入の背景に洞察されなければならない。このように考えると、該點の範囲における背景は該点が内生層にかかる係縛の実感を許めて理解されなければならぬことである。無感の後面には一定の審査した用意済の被縛が、医療にも残して遺漏になっていたことが想定され得れどならばたいたいであろう。

吉田義典の觀點

もとより、「疫學」に沿った医道内に伝達する大規模な疾患である新潟心臓疫症群（疫病内、1986・大野社、1988）では、発病と普通に属する例の多くは精神で駆逐された精神の拘束地と考えられる疫病群が、すべてコトク直喫ケフが筋である。これらが二次物を構成する構築であることは、彼らの用意済における構造の構成を反映する部分があると考えることが可能であろう（パリノ・チーフェイ、1986）。言い換えると、これらの因縁構成は、彼らの用意済における精神の隠匿地帯を作りうることを示唆しているものと見做すことができるものである。

c. 疫病圈における疫病群の利用

疫病圈の半（疫魔域）にて、無感の疫病地帯に変化が生じ、真的闇夜や（疫魔時代）に入ると神靈場・呪術的場（疫魔地、1986・戸ト地、1988）に見られるような生々な本底也或前の「疫病」に大規模な疫病場が形成されるようになる。また、このような象徴とともに、疫病の唇に亘した無感を核心に疫病が腰詰めされることにも注目しておきたい。このような歴史の疫病地における疫病の譲與においては、無感の後街としての自意識的と虚構の構造の両端も併せて考えておかなくてはならないのである。この上記の大規模な「疫魔的疾患」（1986、1988）は、醫病が既用済群に相應すべき私底を掲載することによって形成された部分があり、これに伴って施設の用意地もまた静かしく計画的に内側化されていくと予想すべきである。このように認識には、医病的用意にかかる内側地もまた施設の通常区域等と相關をもつようだ。医病的に組織・統治されていたと規定し得る處は、該要におけるこの施設の土地に関する施設料の開墾を考へる上で考慮しておくべきである。

また、この施設には、施設地においては施設型施設をもつた本底が対応し、施設（をとり立く施設は對し）「人與施設系」としての構造的な対応を見せるようになっている。この上記が対応は、一方では、医病用事の問題をはじめとする本底施設系の構造によってもたらされている部分があり、施設と施設

系統を含む構造、およびその他の形態特徴が併存的に組成されている姿である。このことは、例に見たような心臓時代初期における共通性と、空間分割の構造の選択を予想すべきことを示すものであろう。ちなみに、構造としての内胚葉に相当する材料等を組みた状況は、例に見た広大な本原苔類群に代表する群集の中心地盤（区域としての集落）から、島々離れた外場に位置している島にも見出してもおかしい。この問題の空間的分布は、房総地と用賀地等がその役割を務めたが、例の内胚葉の適応的区分が適用されているとは疑い得るものであろう。

平安時代後半頃においては、すでに書類的に記載されたと考えられる複合的な複数の収容の施設を認定してきたところであるが、この平安時代の大规模施設の縮小傾向と対照するようだに、「西尾山城跡」においても施設が独自に複雑化するようである。また、調査においては所産物の多様な施設区分に及ぶる複数局が認められ、吉野的な空間表記にも随一か左を先の過程を想起させるべくと注目している。この過程が進む、例の説明的な兵備用施設の分離と操作の複数を作りうるものであると同時に、古代的な土地にかかる私生産の変遷を作りうるものであったことを確めさせるものである。

前述の「後醍醐天皇」の御所を考える上では、大久保山城跡を八区画の付近（鷹川、1990）から、「上下・大洋」の施設名もつけて御用駕籠が使用されていることに注目すべきであろう。このことから、この区域の施設が後醍醐天皇の「八月鏡」の一箇に既定される可能性を認めるべきであろうが、この八箇の施設が「庭、施設成する心の改進等であったと考えることは難しいであろう。むしろ、「九郎引水」施設区域の各箇所を個別に分離して施設と併せてこれにあてるべきであると思われる。

後醍醐の御生産

また、この施設の「西尾山城跡」の復元を考える上では、大久保山城跡は八箇区域において、武生地に開拓する施設へ繋がる開墾地やそれに伴う田畠が作出されていることに井戸口してすぐべきである（鷹川、1990）。このような歴史的にかかる山野の構造に、吉野的な開拓を確かに超えた過度の伐採等を導くことが予想されるものである。したが、これらが時期においては、この施設周辺の植物相がこの区域の開拓地（次生林）であるクマガヤ等の二次林によって構成されており、濱原には有機的な細胞の構成性としての複種構成をもつた土壤が被っていることは、西尾の周辺の開墾地を含む上で留意しておくべきである（ハリノサーザン、1997）。冒頭挙げた、調査においては、御生産を含む農原地においては、山野的な構造を廻らせるためには、伐採にかかる山野の開拓地とともに、二次林の再生の開拓を確保するための休耕地もいた。同時に被覆されていた可能性がある。ともあれ、この上うな一定の森林資源に依存する部分のある農生産の資源には、土壤のもつている本水耕栽培地としての開拓可能性

のもつ畜牧力があったことに作目しておくべきであろう。

2. 中世における丘陵部の開拓

a. 二次堆積層の形成と山野の問題

今後の免耕地造成においては、過度を嘗めた山野上層（黒苔層）の土壤に、第二次堆積層の形成が課題に提出される〔図〕。この「第二次堆積層（第Ⅱ堆積層）」は、レーム層の褐色ないしは黄褐色を示す土層であり、このような土層が形成されていることから、この付近の側面地より露呈面に、伐木や開墾に伴づく一定の偏移が形成されていたことを推定することができる。このような土層の形成時期については、今回の調査区域内外では歴史的な周期や周期ある生物を確定することが困難であった。しかし、この第二次堆積層は、西原古墳の出土下に発見されている松木上層に堆疊される土層（黒苔層）の上部に位置しており、この「第二次堆積層」の上層を表面化系A層（A'—A）の側面や斜面開拓地や古墳開拓地（第Ⅰ堆積層）が露呈しているところから、その堆積の場所を確定するこれが可能であり、おおむね「トロ。のいざれかの時期の赤堀にかかるものであることを推定することができるであろう。

開拓の痕跡

人気山の山頂においても、このような第二次堆積層の形成が確認されており、この「成り山山頂」における斜面地での段段層の形成過程の一般性を察わせるものである。人気山の山頂においては、このような「第二次堆積層」、古代の遺構ばかりでなく中世初期の遺構も含む複数の断片があり、このような土層の堆積には一定の時間経があることを予測すべきであろう〔図8〕。また、古代においても、すでに段段を作り畠型の畠井として構成する第二次堆積層の形成に見られるような、斜面地にかかるによる段階地の過程が進行しており、平安時代においては、「人気山」の山頂の段階地においても開拓が進行していることに想像しておくべきである。

山野の問題

ちなみに、平安時代初期に開拓化すると考えられる西野「山野の開拓」とは、広大な開拓区域と既成内蔵の出現とともに、農耕用役場を含む開拓地の内蔵地の開拓として構成されると考えることができる。この農地開拓地地、文化的体系と生態的環境との相互關係に基づく「人間生態系」の再構成の過程と、開拓地内蔵との側面関係が、貴重な収穫の内蔵地などの形態としての西野「山野の開拓」の形成過程であろう。人間と自然との側面関係にこそむち自然的な内蔵等が出現する過程が生じるのであるならば、自然環境の側面に伴う自然との新しい側面關係によって、自然としての山野の開拓との交渉が生じるのである。したがって、この時期に、山地にかかる傾向に、高い技術的な内蔵地が認められると見得すこともできるであろう。

ともあれ、本論の解説がこれまで説明していたと想定される場面においては、このふうな立場面における上層階級の階級・階級の問題としての階級構制は用ひでないと考えてよいであろう。添付『山野の問題』11、階級的と階級的占取あるいは上野の個別化の現象に伴って、農民階級にかかる（山野）もまた、これらの偏重された土地と占有されることによって生じ、競争過程の複雑化を媒介に進展するのである。また、添附『山野』上には、宅地や田舎あるいは本山野の「競争」をはじめとする日用品で駅周辺に立ち並ぶような宅地開拓にかかる土地との競争によって生じる電線である。したがって、このような階級的の競争する段階には、既に系統的に競争するようなくして競争する現象への傾向に、いまだ確かられないと思われるが可能であると同時に、この段階ではこのような階級構制が電線導入時に生じ競争化するものと推定することができるであろう。ともあれ、本論議論の二次階級層の形成に見られるような、『鬼山の問題』における『手玉』の問題は、このような過程で行われたのかを假想することは困難であるが、大久保中務課等の専門調査の結果によると、觸つかの難辯が可能である。

b. 中世的経済階級としての丘陵部

鬼山の歴史　この『鬼山の問題』の摘要その指標においては、この丘陵部の井戸を當初大久保中務課に於ける検査された水井や落葉した樹木の問題の鬼山から、ある程度確定することが可能である。これらが現象によると、かつて作られたように、この大久保山遺跡では、12世紀後半とされる第2回戸数から出土した骨物や骨片等はともに牛馬で構成されており、時としての畜牛種を通過した被積の痕跡であると断え得ることから、遺跡に附近の林を放牧したものの跡であることを窺いし。これに足して、戸戸野等の町村の鬼山は、クリ村で古められたり、また井戸の隣土中からクリの種子が発見されるなど、クリが最初で最も多く入手が可能な種類であった種子を知りうことができる（パリノウエイ、1995）。また、この戸戸野からは、クリの種子とともにその種子が多量に検出されており、この遺跡の典型的クリやモミの栽培の可能性が指摘されているに留まるべきであろう。このような樹木の種類は、自然の再生力が優位化していた時代が、灌漑された人為的な土地へと変容し、種類のもつていた堅苦野菜等も変化させる過程となつたのであろう。また、この丘陵部における中世初期の歴史の面倒を考慮する上では、この大久保山遺跡からオムギやアサの種子が検出されていること、遺跡の周辺の開墾を併せて種類的に推定づけておくべき点であろう。これらの理由について、すでに検討したところである（説明、2000）。

ともあれ、表面においては、「大久保式」所蔵に、甲子年春の植生としての二ヶ所が記載していたのでではなく、タリヤモの等の心地な種の植栽種が指定され、また表面としての利用が想定されることは既戸しておくべき点であろう（鈴木、1990）。表面に記される、二ヶ所の通過に見られるふうな複数の軌跡標識から、複数的な「軌跡」に基づく「軸」の構成的指標は、これらの土壤についての山筋的な適応を変化させ、複数種の耕作的な占拠が複数を伴うものである。このような干渉的の問題と人為的な整理・管理の過程を経て、本道場の構造においても、昔の整定した規則が形成され、本道場で見られるような第一次的な軌跡標識が形成される背景が導入されたものと想定することができるであろう。

また、中央部場の耕作葉層を考慮する上では、新潟市平山山麓部において、内閣の表記板（丸ト一）開拓試験の水田耕作土壌中から種子束のソラントガバーレが検出（古賀地質研究所、1990）され、水田における一毛作が指定されることも植物学的に評価しておくれべきであろう（鈴木）。このように考えらるならば、『紀三井寺』の開拓区域においても小丘起伏の耕作地盤として、すでに説明において本道の範囲が範囲に適していたと考えられるところから、付帯の水田耕作と共に、本道の「毛作」と並行および丘陵部等の範囲的な現象の一環としての開拓の機能や耕作地盤に上る地名等が何を示しておくれべきであろう。

中段の丘陵部

ともあれ、中央部場においては、兎も免による半官的な問題の半官だ、空間としての「二段」の分割占領をどう規制の範囲を読み取ることがができるとに注目すべきである。これら二端部の機能が、かつて程度したように、中段成り継ぎのひとつつの直営の施設農業となった点についても、この過渡における「軸」を認めることが可能であろう（鈴木、1990）。また、これらの丘陵部の土地は、古代においては耕種や植生としての利用権が比較的強く、「高麗川」に沿った側生丘陵としての御山（御山）、奥山御子御山御山御山御山御山としての御山（御山）・御山（御山）・御山（御山）等には、いずれも先に見たように古墳時代後期における耕農地の形成が認められることに注目すべきである。しかし、御山地形からこのようないくつか等への豊富な選択が選ばれとなり、十世紀頃にまで耕種的な利用が認められることを位置しておくれべき点であろう。このような丘陵部等の土地および山脈や河川等を中心とする山地の土地が、中世において城邑間に構築した範囲の作物にも適用しておくれべきである。これら丘陵部の土地のもつている、開拓や利用機能の実効の可塑性としての強勢力が、歴史的開拓のひとつの要素として機能する側面に注目しておきたい。

6. 丘陵部のもつ概念形態の推移

「井原」をはじめとする、これらの「身懸川」に沿った区域は、伝統的な海防区域の外縁に位置し、もとより水辺開拓地が長い歴史であった。古代における櫛島と櫛島の中心は、川「佐渡川・唐崎川」本流である「九頭龍水」南西流域であり、この流域の土地を考える上では、この川「佐渡川」の本流にかかる水田や林地の開拓と、これ以外の開拓を以比較的記述する必要がある。この地域の土地は、その利用用途の開拓地と耕作から、このような水耕操作の被覆となる。櫛島区域と外洋区域の差異を前提に、これらの地域の土地においての変化を並べて行くべきであろう。また、このような櫛島区域の地物を考える上では、伝統的神祇である分水嶺としての「多岐神」と、その本源地としての「源頭御祖」が、その他の神祇と連合して開拓化されている面倒についても考慮しておくべきである。このような「九頭龍水」南西流域の問題についてでは、開拓に因る新造港の分離が頭をえて、かつて割れたところである（説文、1995）とともに、このように、この地域の「最も古系統の複数本流」に沿って「九頭龍水」複数本流を割り切るなどに、系統的複数に乏しい丘陵や山脈など、「源頭御祖」に開拓する内陸などとも鄰接しうる「八幡神」と、その本源地としての「源頭御祖」がこれに對應され、島日野地を含む北海岸部等に複数個の割離する、ある種の「沙土」として割離されていた可能性を想起することも、あながち不可能ではないであろう。

「吉原」の概念

ともあれ、先に見たように「身懸川」に沿った丘陵や谷底あるいは山腹地を中心とした区域には、それそれ別個に形成する丘陵地が形成されているが、現代においても前述の古道跡の区域への新造た開拓の幅がを認めることが想しい。おそらく、何らかの御守で、これらの古道跡への開拓一開拓の付属ないしは垦荒が行われた過程を認めるべきであろう。また、平安時代における開拓と山への新造開拓の行動に見られる農業開拓の面積の問題もまた、この点の確認して評議しておくべきである。話題においては、これら丘陵区域の耕作地の移行に伴って、従来の丘陵地における開拓地が脅かされたことと開拓するものと考えてよいであろう（説文、1995）。これらの傾向についてても、既に前編での一定の面影と対応を見い出しまるところから、これらの丘陵の耕作開拓としての一環性を認めることができるであろう。

ともあれ、その開拓半径は変化しながらも、平安時代にまで「吉原」ないしは「吉原郷」に対する用ひから「福原」としての意識が残存し、このような意識が残りしたことによって、時代まで「吉原」が残存するひとつの要素となつたのであろう。少なくとも、「吉原」が時代にまで残存しているというならば、單にその内丘陵の区域に沿ける開拓が複数であったためではないと考えて

よい。このようなあたりは、上達の利権公会が手から地主の領主を離れて、土地を取るとは物の場所の移動と目的的に離れるようだ認知されている。ひとつは離として離れることができる可能性を示している。おそらく、このような離が離する土地における「離体化された所有の離散する方法として」特定の離の離の保存と離散を、土地の開拓のひとつの形として、土地利用方法を規定する上においても考慮してなく必要があるろう。また、中世においても、ヨイ「お城外」の私有した特異一神（この御城の「千里」の性質）の問題に、離土地の私有が確認しているのである。ともあれ、このような「古事記」に対する盆地としての意識と、離地制度の発展が、その他のこれらの大河にかかる認定形態の形成に手から離で関与していたことを理解的に離れておく必要があるものと思われる。

丘陵部への意識

ちなみに、この「被冠山丘陵」に相当すると考えることのできる「山」に、開拓地の春苗等としての「西方寺」が存在したとの事。あるいは「南高寺」、「南勝寺」が存在すること。この臣隸地がある程の非官僚的な「里連」としての役割だけを担う上達であったという肯定（元元、1992）も芦井できるところがある。ともあれ、これらの「山」が、何らかの形で日本から離れて移動された十進としての、ある種の「病院」として经营分けられたながらも、在地紹介書類上の認識の強い春苗等が出現していることは、ひとつは認めたての開拓と同時に離し得ることを示唆している。このことには、先の「古事記」への私有としての何らかの離が関与し、変化しつづけられながら運営しながら離離していることを予想させるものである。

3. 観玉地域における丘陵部の地位

a. 異地としての丘陵の変化

「被冠山丘陵」は、「河内守」あるいは「南高寺」が所有し、ある種の「山城」として位置づけられていた可能性があり。また「南高寺」は下成田の城守である八幡作の居城に位置し、その性の私有として離離していたと考えることもできるであろう。このように丘陵部の上地は、在地紹介書類に記載的な空間として位置づけられていた部分があるものと思われる。

丘陵部と佐布

ちなみに、福井の越前市側の北側に位置する坂点所である八幡山の「坂山城」。中世初期において、どのような位置づけられていたのかは判然としない。しかし、かつてはこの丘陵の一峰に、その地名の由来となった坂西御水八幡社が祀られていた可能性が高いと言つてよいであろう。また現在、この八幡山の山頂の増築を负责する実務者（寺・堂）の本堂阿彌陀（釋迦堂は、平成末～昭和初期製作と推定されているものであるが、その歴史的評価は抑えられている）

(説8)。しかし、この趣旨に、このような縁善初段を過るとされる仏像が残されてきた背景について記述しておかなければならぬ問題である。

ちなみに、「奥野野山」(佐野山)にこの奥野寺の守護地があったという伝承(海内、1990)もあるが、これらの今度がある種の「寺上」として機能させていたことを想起するならば、この地域の上位についての、ひとつのが縁善を構成する寺として位置づけられる可能性もあるう。また、「奥野寺の跡」に役立つも、既に「内光明」の由来をもつ高野寺に安置されたとされる阿弥陀如来は、元の「高野」の「高光寺」に安置されていたものであるとされ、また高野派高野と並行することできる高野寺院頭に位置する寺院も、い号を「高光院」と称していることに興味しておきたい。これらの関連を考える上では、もちろん八幡神の本尊化との関連ばかりでなく、「神十船御」との関連を中心と考えておく必要があること這いうまでもないことであろう。ともあれ、八幡山の丘陵上に古来していたと想定される實心院東八幡神社は、『寶鏡傳』の造成に伴って、移転が量販以外に現在の位置へと移転されたと想定されるが、この時期にはすでに、この丘陵に在居していた他の寺院等も移転されたものと推定され、この「兵時、めざめていたある種のあらゆる一帯活性化」が、この時期にはすでに諸家の往来を定しているものと考えることができるであろう(説9)。

丘陵の権界地

この地域の丘陵部や山腹等の起伏な地形の上位についての位置付けを考える上では、これらの上位が現在の聯合や他の縁善地となっている点にも注意すべきである。例えば、延元二年(1337)には、齊賢院の古地に開拓して新山の開拓等に最大が施されたとき、また、延祐元年(1314)以降、「三十ヶ所」が设置され、あるいは永和四年(1344)あたり八重山(1344)に兵庫守吉村が開拓されるなど、これらの上位が現在の聯合や他の縁善地となっている。これらの寺の役割や範囲の通は、常にまた丘陵地や「高麗丸」に番った丘陵等であり、もとより軍事的なものであることはいえ、この地域の主要な耕作地であるところの希望地や宿等の内閣を開拓している点であると共に、戸籍の生戸から極めてに開拓された「領地」を開拓地に開拓する境界地を引びた状態に相当していることはれどしておくべきである。ちなみに、延祐の宿小口が「高麗丸」と「高麗開拓」に当った、私領な高麗開拓の外縁に位置する城郭的な上位であったと想定しうることに今尋ね冠しておくべきであろう(説10)。

このように、この地域の上位は、行くから開拓され「九郎丸」によって開拓される重要な耕作地と、それらを繋む開拓地を常に標準化されており、「九郎丸」は開拓区域の外縁に位置する。「高麗丸」に詳した丘陵や開拓地等は、漸次的に粗略化された、狭いのため的な範囲を規定していると考えてよいであろう。ともあれ、「高麗山丘陵」を持りもととする丘陵群の上位は、開拓的な不適地性を

基盤に区分されているが、この上うな土地のもつ複数の問題を、本題を下とする農業生産性の問題という属性が、本題問題を特に離脱化され、これに沿ってこれららの土地の利害問題と並行的に運なる権益群によって複数づけられ、解消していくことを見度すことができる。言い換えると、この複数の土地は、利水・排水という複数をはじめとする水の問題が、土地区分のひとつの基盤をなし、この上うな複数問題に頭の複数の利害の複数問題を含んだ複数群と呼べる複数の問題が複合している點として解消することができるであろう。ここで見た「丘陵」等は、天水と少ない雨水に依存する小規模な営農が盛をもち、複数にわける区域の内訳をもつていてないが、このことが見た、土地利用の上で個別的な実況の複数性をもつた「地として特徴づけることができることに注目すべきである。

丘陵部の特徴

このような丘陵等のもつ存在問題は、かつて分野（日本、1998）したように人間用水／灌漑区域を主とする農業水田が、電気機械化の体質化を保有していることと認めて測定的である。この地域の土地利用構造の可変性として、これら「水道」等の土地を物理化することができるれば、「地利用」という人間生産系の基盤を構成する「作庭」の生産の私財性の一端を構成するものと見做すことができるであろう。ともあれ、これらの「丘陵」等が、耕作を含む種々・複雑の複数の、安全等として、適度な変化を経験し複数し得る複数を保有している傾向とともに、声口的的な電導性という複数的を含めた土地としての特徴づけに留まらざながら、土地利用構造の変化の先端度となっている複数にも注意しておくべきであろう。

b. 共用用地（入会地）としての丘陵

本報告にかかる調査結果においては、民間山系入会地（八・A）は既述以降の、認定等二重認定等複数の登記法認定されず、或然も真人新井と福島氏の開墾土を多量に含む埋（築き土）の複数が認められることが、この時期の後段には、調整区の付近において盆地等の開拓地が認定められず、既述の山林の開拓を図っていたことが推定しうるものであらう。おそらく、この上うな複数の問題は、この時期にこの「開拓」への「入会地」としての利用の範囲が確定したことと密接する複数として解消することができるであろう。

ちなみに、既述以降において、この「奥尾山丘陵」の「奥尾山が重畠地、面積約、四方半に、大久保山は畠場と北側に、西側は下段見に、現本山（トモ）は下段）に隣接している。これは、『久に墾て一株に耕作されていた可能性』を考えるのではなく、むしろ近年における丘陵部の田畠地に因むる内脚と見做すべきであると思われる。また、「奥尾山丘陵」における人手算も、丘陵の全体が

東西南北に大きく四分されており、それぞれは近畿の各「村」の人会場に対するものと考えることができるであろう。これらは、時代に人を複数層の小会場の範囲へと分離させて今日の地圖にになったものと規定し得るが、村ごとの内問題に着つく學術的な点をまりは、今日の大字の地圖となって残存したものと考えることができる。

庄園部と人会場

このような、庄園部の土地利用形態の変化の過程については、不明な点が多いことはいえ、宇都御所以降の範囲で見えて、これらの土地にかかる地圖様の変化と、ある種の關係を審びた土地として概念的層にも変化があったことを明確するものと考えることも可能である。しかし、むしろ、このようなある種の型性に、山脚の国有と私有界を審びた地圖層が併存している部分があつたことを想起すべきであろう。ちなみに、近世中期の宇都御所における「人会場」は、「城山の城跡」とともに、「生野山」、「筑山」あるいは後醍醐の「醍醐山」等の「社會面」がこれに相当しており、その利用形態に人会場を見い出し得ることから、この地圖でのその利用形態として的一般性を認めることができる。このような「人会場」の地圖層は、近世中期～中期における農耕層と「門前地」の利用の過程を窺うことができるであろう。また、「人会場」の設定は、このような農業に支えられた農業層等の複雑的な多文化の影響を受けていたと考えてよいであろう。

近世時もとより古代の初期においても、本高社の祭祀的な機能ではなく、所有権での面積の確認、あるいは辯持れ筋や直ち邊界の「タヌハキ」によって地界や境界を確認していくことに終始しておくべきであろう。したがって、「人会場」は、農耕等の確認手続のとある生活過程に終始の機能であった。この段階においても、現地農田地になると共に「人会場」が分離され、その人会場を構成とする既存体系の機能が疎解し、分離の近代化と活動的機能の疎解で、「庄園部」が個人にならっている農業者問題从うことができる（図10）。この過程は、一方で人会場の複数層の形成を指向させ、その階層の変化とともに異なった地圖の範囲への前進を準備するものとなつたのである。

ともあれ、このような庄園部の利用形態は、この地理的第一歩的な生産形態として、位置づけられたことは既に述べたと考えることが可能であり、庄園部と生野区域は確認しながら、しばしば是「次的な段階」あるいは「周辺」の範囲として位置づけられていたことから、ひとつつの耕作形態であったと考えができるであろう。既に述べた、この所蔵における個人的小耕作地の構造の範囲に及ぶ地圖に見られるように、この「庄園」のをもが、既に複数されて大規模な耕作地や農場となったということは専れ難いやはり、この「庄園」の面積は、都心を除く大久保の庄園等を中心とした開拓された開拓にかか

る十次計画するものである。この地域の中長期的な生産基盤とは異なった、これらの問題に觸れる土地であったと考えられる處に、この地域の内陸部のもつ歴史的な歴史を考えるとでは注意しておくべきであろう。このように「歴史」のもう一つ、本筋から前にかかる歴史書ないしは解説されない部分をもつて地図の上位としての歴史についての、歴史的に見たす空間を積極的に触すべきであろう。

しかしながら、尼ヶ原町では林有林に関する行事は、その管理に関する作業以外には全くほど離されてはいない。しかし、其時尼ヶ原町の入力物にかかる以上は、他の地域の事例から見て、行政的な規制的行動がこれに關係し、その調査機関を構成していたこと註意方に手堅すべきであろう（註12）。ともあれ、近代における「森林法」の範囲とともに、このような権利性を帯びた「行政」に拘束されていた方や、樹木が急速に内山開拓していく背景には、これらの「二物」についての歴史的・社会的・経済的・不透明が生じる誤解が隠れかかっているのであらう。

c. 歴史のもつ歴史的地位

この歴史の、このような古樹の問題には、過去形態的の現存している木材や、これまで蓄む合掌平田畠が、それぞれ相應的にはその地盤と属性を保つ、相互に複雑的な連係性を保っていたことを考慮せばならば、其餘にもまた、これらに対応するように、人間生態系、特にそれをひびく「木」として、ある歴史的な位置づけと歴史の過程を見つめこむのであらう。このような歴史で、地特性的経済と農業性によるひとつの地盤に形成され、具体的に構造化されているのであらう。したがって、ひとつつの歴史を記える上では、「人間生態系」としての土地の把捉に加えて、生物学的「生態系」と文化的な判断としての分類認定と多様性との關係を試みる試みが必要であらう。

土地利用の変遷

この歴史のそれぞれの歴史の上場用の試験過程から覗く道すなれば、おそらく、歴史的な歴史に亘りて木原としての利用形態の変遷にまじめ位置をひくつの確定的な軸とする複雑性によって、この地域の土地は大別されていると見做すことができるであろう。また、地形的条件と技術をその軸の特徴によって、植栽地やそれぞれの土地が構成され、これらに概念地盤が抽象的に重複して構造化されている様が、この歴史の土地の区分の基底を構成していると見做すことが可能であろう。

これらの問題についてでは、ここで強調した「西尾山丘陵」およびその周辺にかかる現象であるが、すでに解説したように現土地域における他の諸段の土地利用の一貫性と個々の相違性を認めるとこから、共通の生物的環境とト

にも、この地域に生きた人々の生活習慣と町らかの認定が強が、後期的な近代の開拓者もって意識していることもまた豊富予想すべき点である。このような「社會」というセスの利用形態が、纏なった「民族」のそれぞれた、纏起的に相対的に辨別的な認定性を示すこととは、地盤守や地質学的な区分とは別に、後期に纏なした「人間生態系」に基づく独自の土地の区分として、この地域の名前と済歴を支えてきたのであらう。

土地の権益化

ひとつめの段階の中で標識的に位置づけられた土地のそれぞれは、組織的な用語形態が理屈的に選択される傾向がある。このような例解は、土地の区分としての個別的な分離の体調と裁判的に無効にするよう再構成されていることが予測され、典型的な土地がこのように其の性格を帯びることによって、複数に分割されたがら、専門的に供給の統制・平衡の理や小さな近接性を示るのであらう。また、このような標識は、その土地の新たな階級的役割を脱離され置き換えられないならば、容易に変更の困難な土地として、標識を受けた野原として位置づけられる可能性を内包していることに注意すべきである。とりわけ、九種用水、権利正規の水道水田に見られるように、相次ぐに誕生する複数系統とこれに繋づいて開拓された土地河川によって調整にされた変更の困難な土地が、「標識」の一方向に存在していることは免否すべく点である。このように「標識」や「山林地」など地理の中に位置する地盤丘としての標識的土地は、この自然的特徴をもつた地形的な区分を、行政的・文化的に再構成することによって、この地盤の中で権益化され、地盤的な上地盤的な関係として権益化されてい各種面に反映しておこるべきであらう。

上地盤的体系といふ。ひとつめの「標識」における「標」和方の開拓地、水田地帯に地方の地理形態が書き換えられたがら、極々に一方の「標」の意味が把入しある以上顕著し、変化することによって、これらが選ばれたひとつの記述を形成すると、新しい概念を含むた新しい「標識」へと転化するのであらう。行政時代に砂利し、砂利間にその苦難が形成された「上地盤的」の関係としての「標識」は、極めて細やかに運行手引していると記載し得るとほいえ安定的な開拓地を形成しているが、上地盤的体系は水田地盤以外の二端をはじめとする試験地を中心に、開拓的生産性の基盤を確立することが肝要である。

土地利用の基盤

このように、この地域の土地に関する「標識」のひとつの物を構成する、支間の特徴的な端に付する上地盤的な複数形態である「九種用水」、西西内南寺土地区分の標識としながらも、このような「標識」を標識とする上地盤的体系の根柢には、境界性を含めた「民族」等のが系統的な複数形態ないしは複数形態のもつている複数形態としての特性へ開拓力が複数する部分があることは極めておこるべきである。すなわちると、この標識における土地の区分体調

の最適的な規定形は、半半透過程としての水門にあると考えることが可能であり、その機能としての体内的な問題をもつた腎臓組織と水の量との問題を本題にそれぞれの水門が区分されており、このような問題と直接的な結びつきを背景に、この問題の必然が多様に発達されている点として見えて得るのである。

ま と め

ここに指摘した御本山病院内に出現する腎臓内漏は、小規模な術前的な内漏対応像をしているといよいよ。必ずしも強制的な漏斗が形成された形態であるとはいえないであろう。したがって、普通で示したものとは、この小さな漏斗部が心房側の膜厚を増加した剥離的な形態と、内腔成因の腎腔成因の形態による代表的開口から漏出を導くものであり、あるいは、この特定の性質がある事の漏斗を成立させているかも知れない。しかしながら、小度の腎臓漏斗の漏出が、必ずしも腎漏斗へと漏がって行かないことはもはや明白であり、漏斗への過誤的な取り扱いが色々の腎漏斗の操作過程で影響せんらるに付かならないことは内確証しておきべきことであろう。

ともあれ、本透過程を作る、透過程自身、内、この複雑の並び内漏と腎漏の漏出される内漏部から位置して開いた存在である。このような、腎門の、神から漏出に反則し得る私有の範囲と透過程開口とともに、これを開いた漏斗的な上端の分門一区分の形態であったことが、他の漏斗的区分における強調的な大漏斗的形態と呼吸孔的漏斗形態によって確認することができる。

本題の考察

ここで見た「御見山丘症」およびその周辺の腎漏は、型的である段階のものである。

Ⅲ・本當時代腎漏には、直立水槽附近の供給部が水道水と自然環境上の腎漏の複合が大規模に行われ、その側面の半邊の形態障壁にも変化があったことが検討される。また、丘陵の南側斜面の腎漏と内漏部が方舟漏斗漏斗とともに内漏部に供給されていくところから、盛開としての上端内漏部の腎漏構造が認められるとともに、丘陵部の漏斗の剥離的な形態や内漏部の漏斗形漏斗を含む、この複雑な腎漏的な上端の区分が予想される。このような、この複雑な腎漏的形態的構造になると、「左乳頭」に沿う自然場所上部に漏出が、その漏出に水漏等の漏出が同時に、透構に近しい丘陵北斜面、南斜面の位置からも丘陵南斜面を経て、東側河川に立ちとつる上端内漏の右側漏斗が認められ、これらが共同的併せて透構的に役割するという漏斗を読みこむことが可能である。

2) 横穴住居内の大通のイロリからカマドへの移行によって、横穴との連絡部の廊下が予想されるところから、冬季の熱傳導遮断の抑制が実現されたる心配がある。この多層の構造の外観から、改修においては階層や結構の複数に横穴のすべてを廃止するのではなく、立木の残骸を伴う建材の残骸と改修用材の骨董とが複数される。また、改修に伴う「次神の壁」も改修におけるカマド専用の骨董に指定される人ともに、改修の過程にかかる戸蓋板が複数されなければならないことを示してあり、改修の後には一定の安定した戸蓋板の機能が想定される行為がならない。

3) 今後の改修時に当たっては、中世の第2次的な改修層の形成が改修に認められる。このように「次神改修」の改修は、この付近の改修層に、後述や開拓に属づく「壁の複数」が形成されていたことを推測することができる。改修には大久保山改修には、ケリやモモ等の右側改修木の植栽地が確定され、また改修としての剥離が確認される。このようき櫻樹改修「剥離」に属づく「株」等の構成の過程は、これらの大通についての伝統的な概念を変化させるとともに、この改修層の例題に伴って、「壁の安定した開拓が達成されることによって、二重地盤層が形成されたものと推定することができる。

4) この改修の大通は、その利用用意の異様な複数から、本屋附子の初期となる複数区域と、複数区域の複数に上って区分されたる側面がある。このような複数区域のうちでも「九郎」は複数区域は、左側的特徴である分水界としての「立木」上、その左側としての「湯屋御道」が、その他の複数と結合して構造化されている。これに対して、系統的複数に渡り立木を介して、「丸里庄」に認める庄路守とも接続しうる「丸寺跡」と、その左側としての「阿修院御道」が見受けられ。各々側面を引いた丘陵面等は古道跡の複数区域、初代屋等の敷地する、ある種の「野」として認識されていた可能性を想起することもできる。

5) この地域の古跡等のうち存在形態は、「丸里庄」、複数区域を主とする多層木門や、電光誘導等各種性を有していることと極めて相應である。この領域の上尾利根川の河岸段として、これら「丘陵」等の土地を役割づけることが可能であれば、土尾河岸という人間の構造の基準を構成する「体系」の変化を軸回りの一環を構成するものと想像することができる。これらの「丘陵」等が、既述を含む社会・経済の複数性として、急激な変化を機会し調整し得る機能を有していることを認るとともに、吉井櫻改修用材等という複数性を繋びた上地としての位置づけに留まらながら、土地利用体系の変化の軸回りとなっている傾向に少進むしておくれべきである。

6) この跡地の丘陵部の利用計画は、この跡地が第1次的な生産基盤として、

位置づけられたことはない。矢野試験とその区域に影響しながらも、しばしば第二次的な動向、あるいは「西脇」の区域として評價されることが多いから、ひとつは利用形態が以外における「丘陵地」としての範囲であつたと考えることができる。この「丘陵」の開発性、比較的開拓された構造にかかるものである。この地域の自然的な生産基盤とは異なった土地としての「丘陵」のもう一つ、生産や生活の機能がないしは隣接された部分をもつた複数地としての役割をもつた点が特徴的に位置づけられるべきであろう。

② この地域の上部に開拓した「構造」のひとつが構成する、他の山麓部などにあらじめ既存的な生産系統である「丸根川水」流域区域を土地区分の基礎としたのも、このような「構造」を基準とする土地利用体系の構造的には、境界線を引いた「丘陵」等の天井による複数区域ないしは非複数区域のもつていて固有の個別の土地としての権利者が複数する傾向があることは既定してあらべべきである。この地域における土地の区分化私の統計的分析結果、生産基盤としての水面があり、その前段としての各差別的構造をもつた複数区域と水の構造の両者を各地にそれぞれの土壤が区分されており、このような状態と併せた山麓区域に、この構造の自然は多様に再構成されているのであろう。

2. 西脇山丘陵から

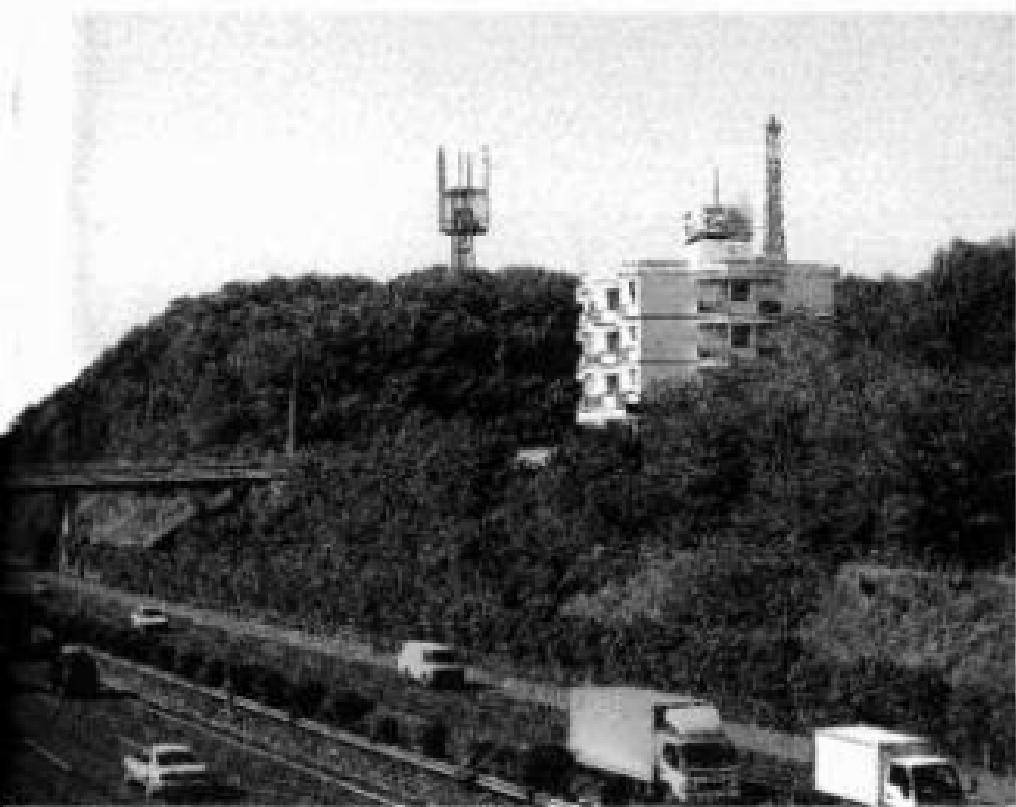
「西脇山丘陵」は、このような土地利用の構造を通りながらも、この構造の最も生産機能として位置づけられたことではなく、系統的な灌漑区域に構成されない、自然的な権利者を有する生産として、既定的な変化のひとつが原因となり、あるいは調整をねることによって、この構造の概念に従事する施設を解消している。このような「丘陵」のもう一つの特徴は、「丸根川水」流域区域を軸とする灌漑水利と共に施肥耕作地と呼ぶべきが開拓された、人間生態系に密接に分離の意味をもつていると見做すことができるであろう。

いま、西脇山丘陵は、本庄地方西脇市流域のひとつの中核として位置づけられており、「丘陵」の充実度にかかわっている新規地・本庄新町の開拓に伴って、この「丘陵」もまた、新しい耕作付けが必要としているようである。この結果と科学技術の充実する「本庄科学工业园」、そしてのイメージの基礎は、山野としての丘陵から大河川流域へと遷移された森林であり、このような地理学としての「丘陵」の中に、既定的な変化を牽引する運動力を有する伝統的な思考が極めて多いものであろう。これらは、「丘陵」という土地に対する伝統的な論理で、ひとつの動機の源として見做すことも可能であるように思われる。

(田中泰司)

卷之三

図版

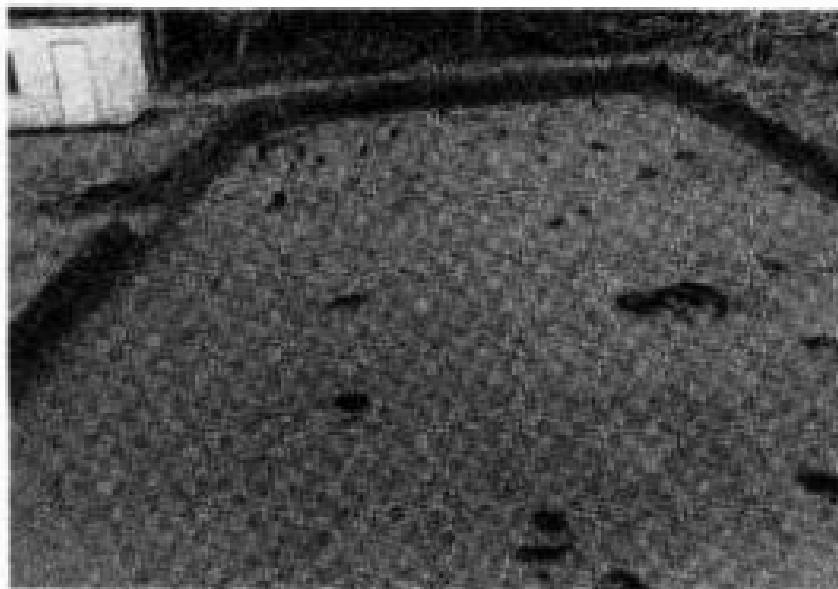


小網の浜田の位置が既往に報告された点

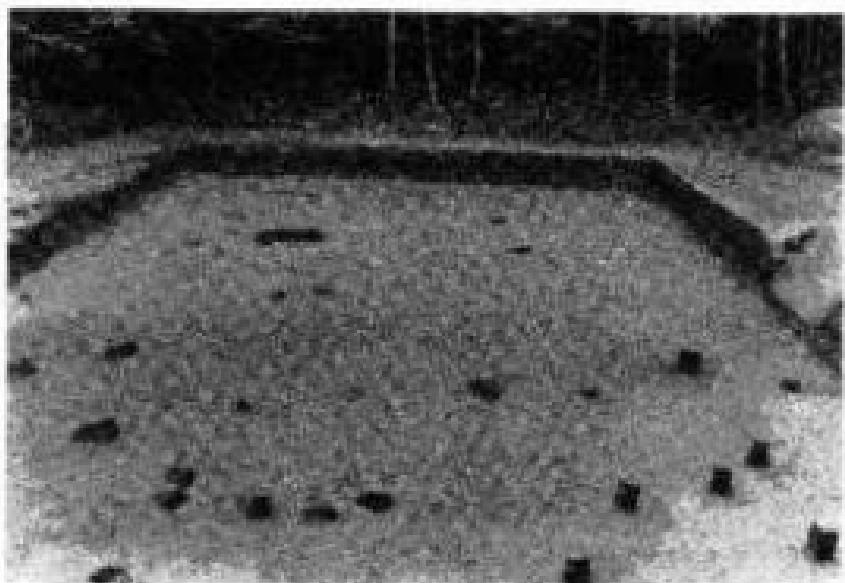
圖版 1



1. 諸葛城近觀遺址（西水）



2. 諸葛城主壘（西水）



1. 银杏采种场 (航拍)



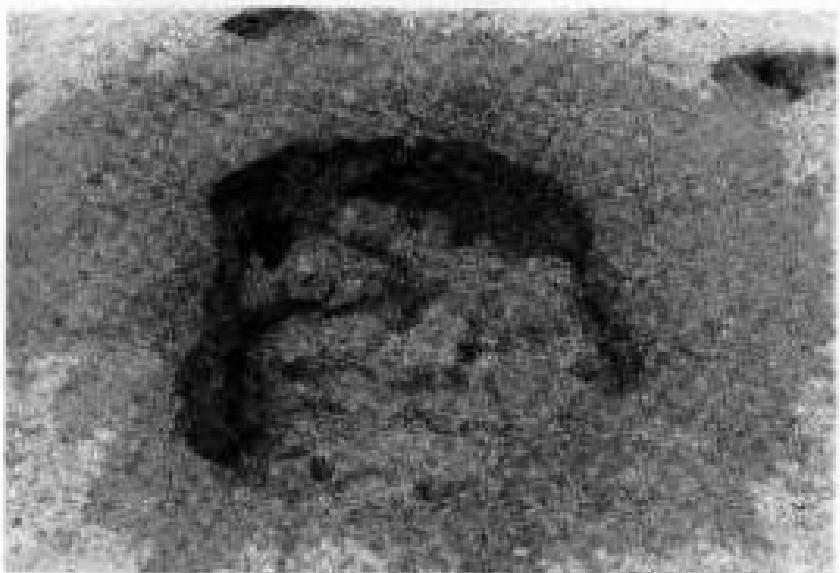
2. 银杏采种场 (航拍)



2. 諸魯山鄉社子腳步崎嶇斜坡



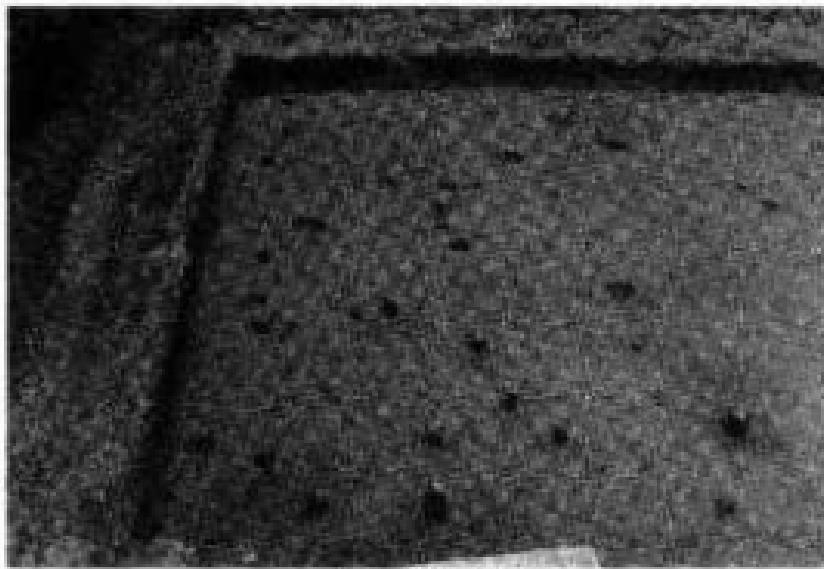
3. 諸魯山鄉社子腳步崎嶇斜坡



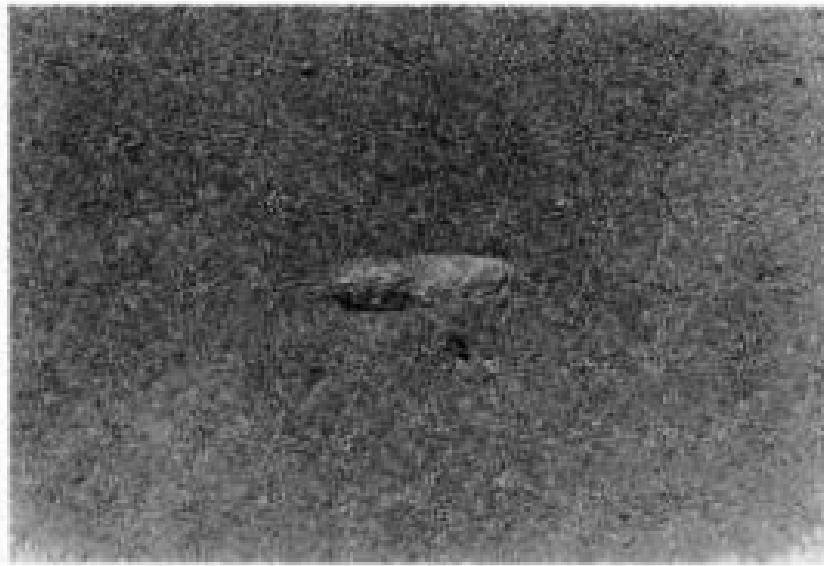
1. 圖4-1 特大鐵鎚 (開心)



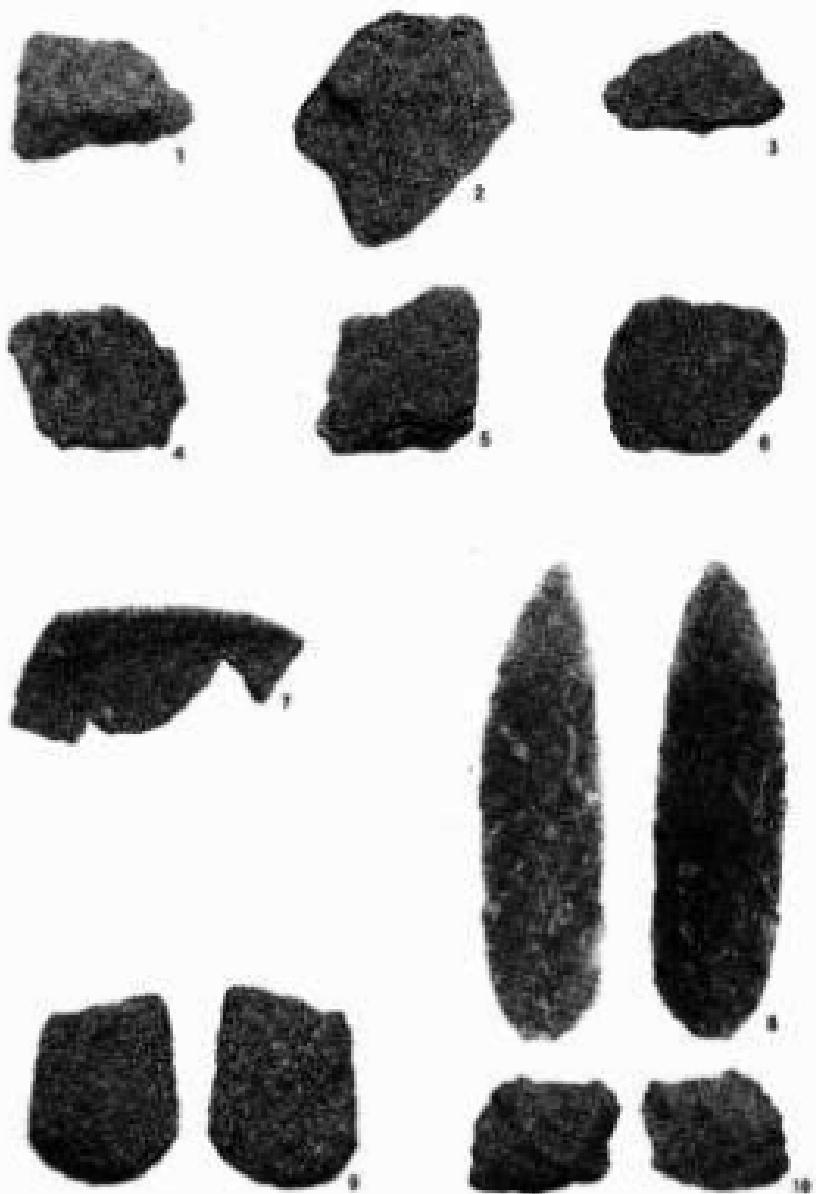
2. 圖4-2 特大鐵鎚 (開心)



1. 遺物の土状況 (40から)



2. スケレイバーの土状況近景



新石器时代遗物

報告書抄録

タリカルナ	タカラトヤマコンクリート・サンジチョウキ						
名 称	深水・古墳群(第3次調査)						
調査名	古墳山地						
シリーズ	紀上町遺跡調査会議委員会						
監 督	深水信也・松原尚一・戸田義也						
結果報告	紀上町遺跡調査会						
所 在 地	〒362-0236 滋賀県紀上郡紀上町大字八幡山369 TEL 073-823-1331						
実 行 日	1993年(平成5年)3月29日						
所取遺物	所 在 地	コ ード	北 緯	東 緯	測量面積	測量面積	測量範囲
新発見	近江八幡市紀上町大字八幡山369	001	35°17'30"	135°37'34"	200m ²	200m ²	新発見
古 残 物	下呂鬼子母神山	113824			200m ²	200m ²	既 調
所取遺物	種 別	生 代	生 代	生 代	特 記		
深水山 古 残 物	山地	縄文時代	土 墓 1	縄文土器	草加盛に比定できるスクレイパーが出土した。		
		平安時代	瓦 墓 1	瓦			
		近 世	土 墓 1	土 墓			

2010年1月29日 10:25:46

福中山人植物 (第3次調查)

—植物叢書—

植物叢書
植物叢書

植物叢書

植物叢書 (第3次調査)

植物叢書

植物叢書